



• フィンランド / ヘルシンキ大聖堂 •

目次

- | | | | |
|--|---------------|----|-----|
| ● 寄稿文: 貧困とコロナの影響
～フードバンクTAMA 神山
治之理事長へのインタビュー～ | ● 論文: 労働基準法改正 | …2 | …11 |
| ● 論文: 民法改正
～ 売主の担保責任【契約不適合
責任】～ | 弁護士 真野 祥一 | …9 | |
| ● 事務局たより ～ ご挨拶 ～ | | | …15 |

● ご挨拶 ●

代表パートナー 弁護士 古川健太郎

当法人では、先般の緊急事態宣言期間中、Microsoft Teamsを利用した情報共有、Zoomを利用したオンライン相談、在宅勤務、ペーパーレス化などの業務改善に取り組み、コロナ禍を機に業務体制を大幅に強化することができましたので、ご報告させていただきます。

今回は、東京八王子南ロータリークラブで私が大変お世話になっております神山治之様に、NPO法人フードバンクTAMAの活動についてお話をうかがいました。コロナ禍における貧困問題について、皆様にも是非知っていただきたいと存じます。

貧困とコロナの影響

～フードバンクTAMA 神山 治之 理事長へのインタビュー～

特定非営利活動法人フードバンクTAMA
理事長 神山 治之

インタビュアー：

弁護士法人ひまわりパートナーズ
代表社員 古川 健太郎

日 時： 令和2年9月11日

方 法： リモートインタビュー

古川

今回は、東京八王子南ロータリークラブの先輩である神山さんから、神山さんが理事長を務められているフードバンクTAMAの活動についてお話を伺わせていただきます。2016年9月16日設立ということですが、まずは設立の経緯を教えてくださいませんか。

神山

- 2009年にロータリークラブに入っ
- て、ロータリーの奉仕活動を目の当たりにしました。その中で、ロータリーの奉仕事業は単年度制だったので、奉仕活動というものは継続性がないと駄目ではないか、と漠然と考えだしたのですね。

それですと悶々というか、考えていたのですが、ロータリーで奉仕活動について意見交換をした際、先輩から、『日野に面白い男がいるから会ってみてはどうか。』と、2016年にフードバンクTAMA現事務局長の

芝田さんを紹介されました。その頃、芝田さんは、定年退職組の古い友人の方々と、地元になんかの恩返しをしたいと日野市で貧困問題等の勉強会をされていました。芝田さんたちから熱い思いを聞かせていただいて、「何かしなきゃいけないんだよ。」と言うので、「じゃあやればいいじゃない。」と背中を軽く押したのです。

「じゃあ、設立総会するぞ。」ということになり、そこからのスピードは早かったですね。5月に顔を合わせて、6月に設立総会をして、すぐに法人登記して、9月に法人が設立されました。そのとき、私は背中を押しただけで蚊帳の外にいるつもりだったのですが、「あなたに代表をやってほしい」ということで、祭り上げられたというのが現状です。



古川

フードバンクというのは、芝田さんが温めていたアイデアということですか。

神山

■ 貧困の方々に何かできないかという
■ 考えの中で、フードバンクも勉強されていたみたいです。まず食料支援をしていくのがいいだろうという考えで、フードバンクを立ち上げました。

古川

貧困問題については、食料支援が重要だということですね。

神山

■ 私たちは一般民間人ですので、お
■ 金があるわけではないです。ただ、食品であれば集めて配れば、お金がなくても何とかできるのではないかという考えがありました。



古川

企業の方の食品ロス問題についてはどうですか。

神山

■ 食品ロスもその頃は既に話題に
■ なっていましたが、一般民間人がやったとしても、なかなか食品ロス自体をどうこうできるレベルではないと思っていました。ただ、その中でも、余剰があるのならば、そういったものを回してもらえる可能性はあると考えていました。ゴミとして捨てられてしまうよりは、きちんと人さまの身体に入って、ということになったほうがいいのかなと。少しでも役立てられればというのと、ただ単に捨てるよりは、フードバンクに出すほうが、企業の方もイメージアップにつながりますので。

古川

設立の際に苦労はありましたか。

神山

■ まず、食品をどこから集めるのか。
■ また、集めた食品をどこに届けるのかと、そういったつながりが最初はありませんでした。でも、日野市社会福祉協議会から困っている団体や施設



を教えてください、まず配るところが確保できそうだったということになりました。

そして、食品をもらうためにどうしようかというところで、メーカーに直接体当たりして、何回もお断りをされながらも、しつこく足を運びました。あとは、口コミだったり、横のつながりだったり、日野の農家からももらえるようになりました。また、日野市からは、最初は倉庫がなかったので、廃校の小学校のプール更衣室を、倉庫として無償で貸していただいたり。そういった意味では、一つ一つピースがはまっていくような感じでした。

古川 設立後に体制が整っていったということですね。

神山 ■ そこからはもうフードドライブで食品集めです。

古川 フードドライブというのはどういう活動ですか。

神山 ■ 一般の家庭で、買い過ぎたりとか、お中元、お歳暮のギフトのときにもらい過ぎたりとか、自分の家ではなかなか食べ切れないというものがあれば、それをフードドライブをやる場所に持ってきていただいて、集めさせていただくという活動です。

古川 受け入れやすい物があるのですね。

神山 ■ 缶詰、レトルト、乾麺。パスタもそうですが、やはり一般で、普通の家庭で食べるようなものが良いのと、おかずになりやすいものの、すぐに料理ができるようなものが喜ばれます。最終的にはお米なども欲しいですね。お肉やお魚なども欲しいのですが、それを保管したり、保存したり、そういったことはできませんので、生鮮食品は今のところお預かりすることが難しいです。

古川 食品を配るところについては、日野社協の協力を得られたということですね。すけども、どういうところを紹介されたのですか。

神山 ■ 日野では、自立援助ホーム、これは、児童養護施設を卒園された方をサポートする施設です。あとは、放課後のデイサービス、子どもの学習支援場所の無料塾や、児童養護施設もありますし、子ども食堂もあります。その中で、立川にひとり親の団体がありまして、そのような方々にもサポートを始めました。日野から立川へ、そして町田へ、八王子へというように広まって、現在は63の施設団体をサポートしています。

古川 お寺で配布されてらっしゃるのも同じ活動ですか。

神山

■ そうです。八王子の禅東院様、八幡八雲神社様、両方借りてやっているのは【dattochi(ダットチ)みんなの食堂】ですね。その活動には、フードバンクTAMAから食品をサポートしているのと、子どもたちとも触れ合うという形で、私自身が配布のお手伝いもたまにしています。

古川

各ご家庭用に食品を小分けしてお渡しする活動ですね。

神山

■ はい。それだけでなく、お弁当を作って配布をすることもあります。

古川

どれぐらいの頻度で配布活動や、施設にお届けされているのですか。

神山

■ 八王子市内は子ども食堂が17ありますが、そのうちの4つ、5つに対して、毎月サポートをしています。それ以外は、在庫があるときに声を掛けて、取りに来てもらうという形でお渡ししています。

日野市内は、日野市役所、日野社協と提携しまして、パントリーという形で配布しています。それは家庭用にお米、パスタ、レトルト、缶詰、お菓子など8キロから10キロを一つの箱に詰めた物を日野市内に、5カ所で5個ずつぐらい、計25個をお届けして、日野市民の方が市役所に相談に行って、それぞれのところに取りに行くと食品がもらえるという流れになっています。今はニーズがどんどん増えています。

古川

日野市役所とも連携が取れていると。

神山

■ そうです。ただ、行政からお金をもらって物を買っているわけではなく、あくまでも食品は自分たちで集めています。市役所からは家賃の一部の補助だけもらっているだけで、配布に必要な段ボールなども自分たちで買い集めています。

古川

八王子市役所との連携というのはあるのですか。

神山

■ 八王子市は秋の補正予算が組まれたので、そこでお預かりしたお金で食品を購入し、施設などに配っています。八王子市のほうも、この後、パントリーを進めていきたいという話が出ているので、いずれ日野市と同じような形ができるといいなとは考えています。



古川

それだけの食品を集めるというのは大変なことですね。

神山

■ そこが大変な点です。このコロナ禍でフードドライブは一切できておりません。ですから、頼みは今まで頂いてきたメーカーへの引き続きのお願いと、ホームページを見て、一般の家庭の方が善意で出していただくという形です。あとは、今年はいろんなところから補助金を少し獲得できたので、食品を購入して配ったりもしています。

古川

賛助会員の募集もされてらっしゃいますけれども、個人会員と法人会員、何名いらっしゃるのですか。

神山

- 個人会員が22名、法人会員はま
- だ0名ですが、法人からの寄付は頂

いています。私たちがもう少し食欲に、お願いします、
と言いつければいいのかもしれないですけども、無理な範囲でお付き合いいただけるのが一番いいのかなとは思っています。

古川

フードバンクTAMAは、何人で運営されているのですか。

神山

- 理事が7、8人。あとボランティアス
- タッフが10人ぐらいになります。た

だ、このコロナ禍で、学生ボランティアから「やりたい」と要望はくるのですが、倉庫の中で箱詰め作業をすると、どうしても密になりやすいので、今はお断りせざるをえません。ですので、今は、実質、私を含めて7、8名で手分けして配っています。ですので、今まで隔週で配っていたのが、週1になったり3日に1回のペースになってしまっています。

古川

それは無償のボランティア活動ということですか。

神山

- はい。



古川

そのほかにもコロナの影響は出ていますか。

神山

- フードドライブができないことによっ
- て、個人からのバラエティーに富ん

だ食品が入ってきません。メーカーからですと、単一の物になりやすいので。また、メーカーについては、4月、5月辺りまでは、コロナの影響によって余剰品が多かったのですが、6月以降はやはりメーカーも生産調整されましたので、余剰品が減ってきています。

子ども食堂も6月まではほとんどできなかったのですが、7月、8月からは動きだしてはいますけれども、子どもを呼ぶのはまだまだ敬遠するところもあるので、食品をうまく回すのが難しいです。メーカーからこれは絶対引き取ってくれと言われるときがあるので、頑張って引き取るのですが、6月までは子ども食堂が動かなかったりと、持っていくところが若干減ったので、配り切れずに日付を悪くする食品も少しあったりはしました。今は逆に、今後メーカーから出てくるものが足りなくなりそうで…。

古川

八王子市役所で補正予算が付いたということでしたね。

神山

- 今年の補正予算が付いたというの
- はいいのですが、今年だけという雰囲気ですね。

コロナ禍ということで、行政もフードバンクに少しお金を出そうかっていう流れになったのですが、来年もこのまま行けるのかというと、それは難しい。今後行政とどう上手く付き合っていけばいいのかという心配はあります。

古 川

やはり、コロナによって活動がかなり制限されてしまっていて、今後、難しい問題も出てくるかもしれないということですね。

神 山

- コロナの影響としては、配布件数が
- 増えたことが一番大きいです。

古 川

生活が困窮している方が増えているということですね。

神 山

- 今まではひとり親家庭が多かったの
- ですが、最近では大学生も増えています。地方から大学でこっちに来て、コロナで帰れない、バイトができなくなっている。お金が少し足りなくなってきて、食べるものがどうしても少なくなっている。学生だけではなく、20代、30代の非正規雇用者も増えています。あとは单身の方でも、やはり仕事量が減っているの、今までのお給料が取れていない。そのためお金が回らなくなっているというのは、本当に多く目の当たりにしています。

古 川

テレビでもフードバンクTAMAが紹介されたということですが(2020年9月10日放映の日本テレビ「スッキリ」)、その関心の高まりは、貧困層が増えているということによるのでしょうか。

神 山

- 食品ロス削減推進法もできました
- し、今は追い風が吹いているとは思いますが。だから本当は、今だからこそフードドライブをやって関心を高めたいという思いがあります。

古 川

設立から4年経過されていますが、活動継続のモチベーションはどこにあるのですか。



神 山

- 初めのときは手探りで、どのような
- 状況になるかも読めなかったです。しかし、1年1年、経過する中で、サポートしてくれるメーカーもそうですが、個人の方も増えてきました。そういった方々から温かい声を掛けていただけるのと同時に、こちらもお預かりしてお届けしていく。皆さんからお預かりしているものですが、お届けした方々から感謝のお声を直接いただくのは私たちじゃないですか。お届けしたときに、感謝の気持ちやお手紙をもらったり等、そういうところでの笑顔をもらったりとか、やってよかったなというのはどんどん積み重なってきたので、モチベーションはまだ大丈夫です。ただ、体力的に少しずつきつくなってくるなということがあります。

古 川

少し話が変わりますが、貧困問題といってもピンとこない方もいるような気がします。

神山

- よく言われるのですが、貧困の方々
- は、一見すると目に見えません。今は、ユニクロなどで着る物が安く買えますし、子どもたちは携帯を持っています。持たないと仲間外れにされますから。LINEがないと、友達とも親とも連絡がつかないのです。そういった物にお金をかけなくてはいけない中で、削らなくてはいけないものはとなると、食費になってしまいます。食べ物が足りないと集中力も少なくなり、学習や勉強がおろそかになり、貧困の連鎖から抜け出せなくなるのです。

古川

見えないところをぎりぎりですらやってらっしゃる方が結構いるということですね。

神山

- いますね。本当は子ども食堂も、そう
- いった子どもたちの居場所として存在してきていますので。子ども食堂を今は中止している団地に食品の配布に行ったりすると、顔見知りの子供たちから「なんで、食堂やらないの?」「早くやろうよ。」「早くやってよ。」といろんな声を掛けられます。子どもたちとしても、家に帰って誰もいない、1人でずっとそこにいるよりは、子ども食堂に行って友達と少し遊ぶ、おじさんたちと遊ぶ、話をする。心のケアというのですかね、それができてくると思うのです。居場所は大事にしていけないといけないと思います。

古川

色々勉強になりました。本日はありがとうございました。

了

特定非営利活動法人フードバンクTAMA

理事長 神山 治之

略 歴

- 1966年 1 月 埼玉県富士見市生まれ
- 1985年 3 月 日本電子専門学校
情報処理専科卒業
- 1985年 4 月 株式会社ソフトライン入社
日本電気情報サービス株式会社
第二システム事業部
システム部に出向
- 1994年 6 月 京晴株式会社入社
- 1999年 7 月 ハルズ京晴有限会社設立
取締役就任
- 2009年10月 東京八王子南ロータリークラブ入会
- 2016年 9 月 特定非営利活動法人フードバンク
TAMA設立 理事長就任
- 現 在 京晴株式会社社長
(酒類輸入・卸小売業)
ハルズ京晴有限会社社長
(セブン-イレブン南大沢駅前店経営)
特定非営利活動法人フードバンク
TAMA理事長
東京八王子南ロータリークラブ
第35代会長

▼ フードバンクTAMAの活動についてご興味をお持ちの方は、
下記 URLよりホームページをご覧ください。
URL : <http://foodbank-tama.com/>

▼ 郵便・食品送付先
〒191-0062
東京都日野市多摩平 2-12-4

民法改正

～売主の担保責任【契約不適合責任】～

● 弁護士 真野 文 恵 ●

1 瑕疵担保責任から契約不適合責任へ

令和2年4月の民法改正法施行により、売主の担保責任の規定が大きく変わりました。

売主の担保責任は、例えば、AさんがBさんから自宅不動産を購入し引き渡しを受けたが、雨漏りが発生したという場合、AさんはBさんにどのような請求をすることができるかというときに問題となります。

旧法では「瑕疵担保責任」と呼ばれていましたが、新法では「契約不適合責任」という用語が使われることになりました。



2 買主の救済手段

旧法では、買主の救済手段は、損害賠償請求と契約の解除のみでしたが、新法では、

- ① 追完請求
- ② 代金減額請求
- ③ 損害賠償請求
- ④ 契約の解除

という4種類の救済手段の行使が可能となりました。

1 ① 追完請求

買主は、引き渡された目的物が契約内容不適合である場合、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求ができることになりました。

但し、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができるとされました。

以上にかかわらず、契約不適合が買主の帰責事由による場合は、追完請求をすることはできません。

2 ② 代金減額請求

買主は、引き渡された目的物が契約内容不適合である場合、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求できることになりました。

但し、以下の場合は、追完の催告は不要です。

- ア 履行の追完が不能であるとき
- イ 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
- ウ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
- エ その他買主が催告しても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

以上にかかわらず、契約内容不適合が買主の帰責事由による場合は、代金減額請求をすることはできません。

3 ③ 損害賠償請求

④ 契約の解除

引き渡された目的物が契約不適合であった場合、買主は損害賠償請求及び契約の解除をすることができます。

但し、損害賠償請求をするには売主の帰責事由が必要となります。

以上を表にまとめると、以下のとおりです。

買主の 救済方法	買主に帰責 事由あり	双方とも帰責 事由なし	売主に帰責 事由あり
損害賠償	できない	できない	できる
解 除	できない	できる	できる
追完請求	できない	できる	できる
代金減額	できない	できる	できる

* 赤字が法改正された部分 * 法務省ホームページより

3 契約不適合責任の期間制限

旧法では、買主が瑕疵を知った時から1年以内に契約の解除又は損害賠償請求をする必要がありました。

新法では、買主が目的物の種類又は品質の不適合を知った時から1年以内に売主にその旨を通知する必要があります。

ここで期間制限の対象とされているのは、種類又は品質の不適合のみであり、数量や権利にかかる不適合は対象外とされています。

もっとも、数量や権利にかかる不適合の場合も、買主の権利が一般的な消滅時効の制度により、消滅することは避けられません。

また、買主が上記の通知を行った場合でも、買主の権利が一般的な消滅時効の制度により消滅することがありますので、注意が必要です。

4 契約書と変更点

以上のように、売買における売主の担保責任の規定が大幅に見直されましたので、これに伴い、既に締結している契約書の内容を新法の条文に合わせて変更することが望ましいと言えます。

また、新法の規定をそのまま適用するのか、契約書で修正するのかを検討し、修正する場合には、その修正内容に応じた契約条項を定めることが必要となります。

詳しくは、弁護士にお尋ねください。



労働基準法改正

● 弁護士 真野 祥一 ●

はじめに

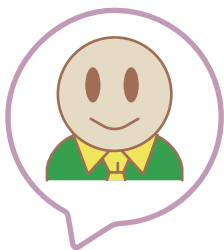
平成31年4月1日以降、労働基準法に関するルールが大きく変わりました。

多くの改正点の中でも重要な4点に絞って解説します。

今回は、ひまわり君とひま子ちゃんの夫婦の会話から改正点を見ていきます。



登場人物



ひまわり君

職業：会社員（入社5年目）

年齢：27歳

趣味：特撮ヒーロー



ひま子ちゃん

職業：主婦

年齢：非公表

趣味：ショッピング

第1話 上限



ただいま。今日も遅くなっちゃった。

おかえり。今日も残業だったみたいね。



仕方ないよ。36協定があるし、法律で上限が決まっているわけじゃないみたいだし…。



ニュースで見たけど、法律で上限が決まったみたいよ。

それに合わせて我が家もあなたのお小遣いの上限について取り決めをしようと思っていたところなの。



……。

／ 1 ／ 改正前

ひまわり君のお小遣いの行方も気になるのですが、ひまわり君の言うように、これまで36協定で定める時間外労働については、厚生労働大臣の「告示」という事実上の規制しかありませんでした。

そのため、臨時的に勤務させる必要がある場合等には時間外労働の規制はないに等しかったのです。

／ 2 ／ 改正後

しかし、労働基準法が改正され、中小企業は令和2年4月1日から（大企業は平成31年4月1日から）時間外労働の上限が罰則付きで規定されることになりました。

また、臨時的な特別な場合であっても上回ることでできない上限についても罰則付きで規定されました。

具体的には、

- ① 法律上、時間外労働の上限は原則として月**45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。
- ② 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。

- ◆ 時間外労働が**年720時間以内**
- ◆ 時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**
- ◆ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て**1月当たり80時間以内**
- ◆ 時間外労働が月**45時間**を超えることができるのは、**年6か月**が限度

上記規制を守らなければ、使用者には罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）があります。

この点について、労働安全衛生法の改正により、使用者はタイムカード等で労働者の労働時間を把握しなければならず、労働時間の記録を3年間保管しなければならないこと等とされました。

使用者はこれまで以上に労働者の労働時間に気を配る必要があります。

参考：労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000149439.pdf>

第2話 時効

そういえば、昨日、冷蔵庫にあった私のプリン食べたでしょ。



あ。ごめん。食べちゃった。でもひま子ちゃんも僕が残しておいたアイスを手勝手に食べたよね。



それを言うなら、3年前にも私の十割そばを手勝手に食べたじゃない。



そんな昔のことはもう時効でしょ…。



そんなことないわ。労働基準法でも割増賃金の時効期間が3年に延びたそうよ。私の十割そばはまだ時効になっていないのよ。

／ 1 ／ 時効期間の延長

ひまわり君とひま子ちゃんは十割そばを食べに行くこととなりました。

それはさておき、主な請求権の時効期間に関する労働基準法の改正は以下のとおりです。

退職金請求権（現行5年）などの消滅時効期間などに変更はありません。

① 賃金請求権の消滅時効期間

2年 → 5年（経過措置として当分の間は3年）

令和2年4月1日以降に発生する賃金が対象

② 付加金の請求期間

2年 → 5年（経過措置として当分の間は3年）

令和2年4月1日以降に発生した違法行為が対象

なお、「付加金」とは労働者の請求により、裁判所が、賃金未払い等の労働基準法違反の態様が悪質な場合に、未払賃金等の支払に「付加」して支払を命じる「金」銭のことです。

／ 2 ／ 賃金台帳等の保管期間

併せて労働関係資料の保管期間も延長されました。
記録の保存期間

3年 → 5年（経過措置として当分の間は3年）

賃金関係資料については、この5年間(当分の間は3年間)という期間を「令和2年4月分の賃金支払日」から数え始めることが明記されました。

使用者はこれまでよりも長い期間、資料を保管しておく必要があります。

第3話 休日



来週休みが取れそうだから、ヒーローショーを観に行きたいな。

休みなら私はショッピングに行きたいわ。ほしい服の発売日なの。



そっか…。でも次いつ休みを取れるかわからないからヒーローショーへ行きたいな。

労働基準法で、会社は労働者に有給休暇を取得させなければならなくなったのよ。今回の休みは私のファッションショーに付き合ってね。



／ 1 ／ 年次有給休暇取得の義務化の概要

ひまわり君のヒーローショーの夢は幻となりました。

さて、これまでは労働者が年次有給休暇を取得する日数について、使用者側に何らの義務も定められていませんでした。

しかし、年次有給休暇の取得率が低いことが問題とされ、平成31年4月1日から労働基準法で有給休暇の取得日数を規制することとされました。

この規制に違反した場合の使用者に対する罰則も規定されました。

具体的には、

対象者

年次有給休暇が10日以上付与される労働者。

※法定の年次有給休暇付与日数が10日以上労働者に限ります。

※対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

義務の内容

労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

時季指定

労働者の意見を聴取し、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

年次有給休暇を取得する原因は問いません。

「使用者による時季指定」、「労働者自らの請求・取得」、「計画年休」のいずれかの方法で労働者に年5日以上の年次有給休暇を取得させれば足ります。

いずれかの方法で取得させた年次有給休暇の合計が5日に達した時点で、使用者からの時季指定をする必要はなく、また、することもできません。

／ 2 ／ 資料の作成・保存

使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

既存の賃金台帳等に、年次有給休暇の付与に関する基準日、取得日数、取得した日付(時季指定の内容)を記載した表を追加する方法でも構わないとされています。

／ 3 ／ 就業規則での規定

休暇に関する事項は就業規則の絶対的記載事項(労働基準法第89条)であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

参考：厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>

第4話 割増

今週末、割烹料亭を予約しようと思ってるの。



そうなの？ありがとう。

今月、残業が多かったでしょう。法律で時間外労働の賃金の割増率が上がるから、たまにはぜいたくをしようと思ったのよ。本当は残業がなくなるのが一番なんですけど。



ありがとう…。

あなたの会社は中小企業だから、割増賃金率が上がるのは令和5年からみたい。そのときに割烹料亭を予約するから、今回は無しにしようかしら。



そんな…。

冗談よ。もう予約しておいたわ。



／ 1 ／ 現行の規定

ひまわり君とひま子ちゃんは割烹料理に舌鼓を打ちました。

さて、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率について、現在は中小事業主に対して割増賃金率を5割以上とする規定の適用が猶予されています(改正前の労働基準法第138条)。大企業についてはすでにこの割増賃金率が適用されています。

／ 2 ／ 改正後

中小事業主に対して割増賃金率の特例を定めていた、労働基準法第138条が削除されることにより、令和5年4月1日以降中小事業主に対しても、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を5割以上とする規定(労働基準法第37条第1項ただし書)の適用を受けることとなります。

1 か月の時間外労働

	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	改正前25% ↓ 改正後50%

なお、休日労働の割増率賃金率は35%なので、あえて休日に振り替えて労働をさせることにより、50%の割増賃金率の適用を免れることは、明文の規定はありませんが、許されないとされています。



八王子ひまわり法律事務所

〒192-0046

東京都八王子市明神町2丁目27番6号
文秀ビル5階

- 京王線「京王八王子駅」から徒歩1分
 - JR「八王子駅」から徒歩5分
- TEL: 042-646-2468 FAX: 042-643-2451

- 弁護士: 古川 健太郎
- 弁護士: 大山 晃平
- 弁護士: 秋山 俊
- 弁護士: 真野 祥一
- 弁護士: 中島 麻子
- 弁護士: 遠山 雄大



小金井ひまわり法律事務所

〒184-0004

東京都小金井市本町6-2-30
SOCOLA(ソコラ)武蔵小金井クロス3階

- JR中央線「武蔵小金井駅」から徒歩3分
- TEL: 042-401-2727 FAX: 042-401-2563

- 弁護士: 真野 文恵
- 弁護士: 石井 廣子
- 弁護士: 中森 慧